

Ⅲ 早期対応

～いじめを解決し、繰り返さない学校づくり～

1 学校いじめ対策委員会を核とした対応

(1) 把握した情報に基づく対応方針の策定

学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有して、取り組むこと。

(2) 学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠であるため、学校は、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の子供への支援、加害の子供への指導、周囲の子供へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図ること。

2 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

(1) 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

学校は、被害の子供の安全確保のために、状況をきめ細かく把握。例えば、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した被害の子供の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害の子供やその保護者をケア。

(2) 加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等

学校は、加害の子供を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底。また、必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供に心のケアを実施。

なお、加害の子供の保護者が、自分の子供の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の子供の保護者をケア。

(3) いじめを伝えた子供の安全の確保

学校は、勇気をもって教員等にいじめを伝えた子供を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけなどを通じて、いじめを伝えた子供の安全を確保するための取組を徹底。その際、保護者とも緊密に連携。

(4) 都教委作成のいじめ防止カードの活用②

学校は、いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した「いじめ防止カード」を活用し、子供たちがいじめを目にしたときには、加害の子供にいじめをやめるよう働きかけたり、被害の子供をいたわり、励ますなどの行動をとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、子供たちに働きかける。

3 所管教育委員会・関係機関との連携

(1) 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援

学校は、早期に所管教育委員会へ報告し、情報を共有。

所管教育委員会は、当該情報の内容に応じて、スクールカウンセラーや指導主事等の派遣により、被害を深刻化させないよう学校を支援。

(2) 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力

学校は、暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議。

4 保護者・地域との連携 ～いじめの情報や学校の方針を早期から発信して共有～

(1) いじめ対策保護者会の開催

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、学校は、早期対応の一環として、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供。また、これにより、保護者との連携・協力関係を構築。

(2) P T Aの活用

P T Aの役員等が被害・加害の子供の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、学校はP T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼。

(3) 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の子供のみならず、周囲の子供も、多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、学校は、地域の大人による子供の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用。